

議案第 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日限り養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合を脱退させ、並びに平成 29 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に岩国市及び岩国地区消防組合を加え、並びに同条第 7 号に規定する事務を共同処理する団体に岩国市を加えること並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日提出

●●市長 ● ● ● ●

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

第 11 条の 2 第 9 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の選任後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

別表第 1 中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削る。

別表第 2 の 2 の項中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削り、同表の 6 の項中「下松市」の次に「、岩国市」を加え、「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削り、「柳井地域広域水道企業団」の次に「、岩国地区消防組合」を加え、同表の 7 の項中「下松市」の次に「、岩国市」を加え、同表の 8 及び 11 の項中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

原案可決

平成 29 年○月○日

●●●●●議会議長 ○ ○ ○

※印影

○

この写しは議決書原本と相違ありません

平成 29 年○月○日

●●●●●議会議長 ○ ○ ○

※朱印

○